

道州制のイメージ

平成24年6月19日
道州制推進本部
道州制基本法小委員会

1. 組織

- ・ 全国に10程度の道州を設置する。
- ・ 都道府県は、廃止する。
- ・ 基礎自治体は、現状を基本とする。(自主合併は、妨げない)
- ・ 基礎自治体の権能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする。
- ・ 東京及び政令市の在り方は、検討する。

2. 権限

- ・ 「国の関与」等をできるだけ廃し、二重・三重行政をなくす。
- ・ 国は、国家の存立に関すること、全国的に統一的定めが必要なこと等を行い、機能を集約・強化する。
- ・ 道州は、道州内に関することを行うとともに、このことに関し、道州法を制定できる。ただし、国の権限に属することは除くとともに、基礎自治体の能力に応じ、事務・権限を移譲する。
- ・ 基礎自治体は、その能力に応じて事務・権限を担い、立法することができる。

3. 首長・議会

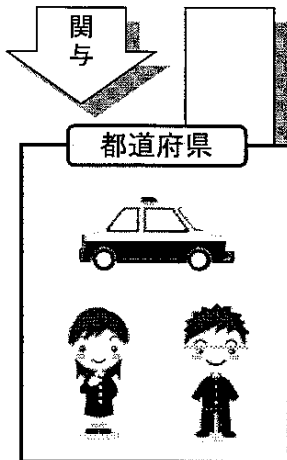
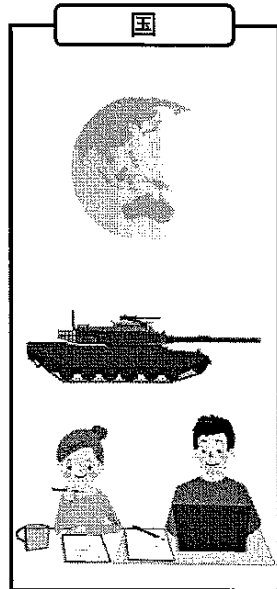
- ・ 議会は、現行の都道府県の区域以下の選挙区から選出された議員で構成する。
- ・ 定数については、従来の「市町村合併」時の方式を参考にする。
- ・ 首長は、住民の直接選挙で選出される。
- ・ 首長の多選制限や議会権限の強化策を検討する。

4. 税・財政制度

- ・ 国・地方の役割分担に応じて制度設計するが、中央政府に依存しない税・財源とする。
- ・ 財政調整制度を設ける。
- ・ 現在の国と地方の債務の処理について検討する。
- ・ 現在の知的・社会的インフラ整備状況の格差是正策を検討する。

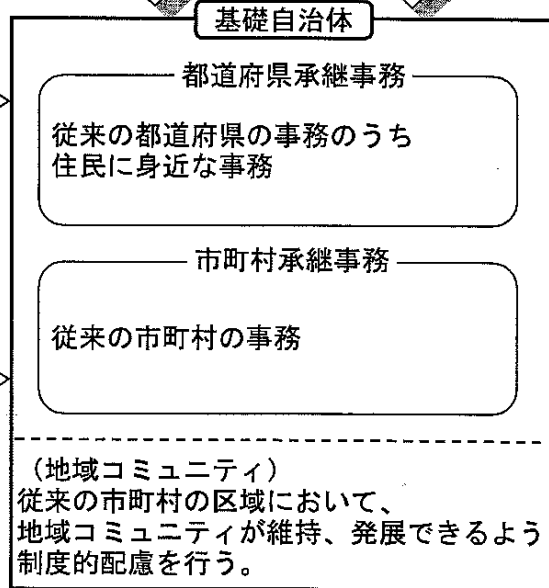
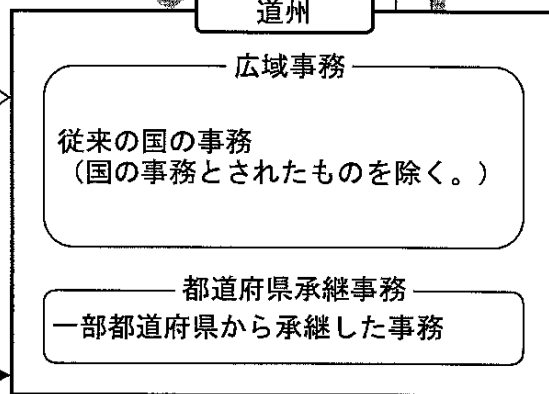
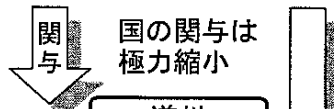
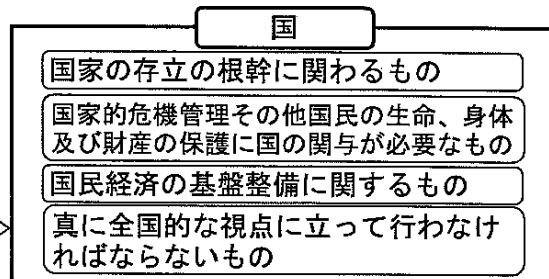
現 行

東京一極集中の
中央集権体制



道州制

道州・基礎自治体を中心とした
地方分権体制へ移行し、
多様な地方経済圏を創出



独立した税源を付与・財政調整制度を創設

※ 今後、国、道州及び基礎自治体の役割分担論のみでなく、国の道州への関与の在り方や道州の基礎自治体への関与の在り方について、検討を深めることが必要である。